

平成30年 第12回総会・会議録

1. 日 時 平成30年12月10日(月) 午前10時～10時50分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (19名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 茂道	14番 古海 博	15番 濱中 興三
16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三
19番 中村 治雄		

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (2名)

26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	嘱 託 橋本 哲治

6. 報告事項

報告第 53 号 許可又は受理の取下願について	1 件
報告第 54 号 許可又は受理の取消願について	1 件
報告第 55 号 使用貸借権の解約について	4 件
報告第 56 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	2 件
報告第 57 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	2 件
報告第 58 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	7 件
報告第 59 号 農地改良届について	1 件

7. 議案及び結果

議案第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	2 件
議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	10 件
議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について	23 件

事務局長	<p>おはようございます。本日の委員の出席状況でございますが、2 名欠席で 31 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
井手尾会長	<p>皆さんおはようございます。ただ今より平成 30 年第 12 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 53 号から事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 12 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。 平成 30 年 12 月 10 日 北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義 報告第 53 号許可又は受理の取下願について ＜第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞ 以上、1 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 54 号許可又は受理の取消願について ＜第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞ 以上、1 件ご報告いたします。</p>

報告第 55 号使用貸借権の解約について
<第 1～4 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、4 件ご報告いたします。

議案第 56 号農地法第 3 条の 3 規定による届出について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

議案第 57 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届について
<第 1～7 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、7 件ご報告いたします。

議案第 59 号農地改良届について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 43 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 43 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは地元委員の村上委員、補足説明をお願いします。

村上委員

第 1 項につきましては、〇〇〇〇の社長が亡くなりまして、新社長に代わり、事業として芝生を植えることで農地転用をしておりましたが、経営方針の変更により、元の自作に戻すということでした。

井手尾会長

では第 2 項につきましては、岩谷委員、補足説明をお願いします。

岩谷委員 周りは旧空港跡地の北側になって、埋め立てが続いております。合意解約して売買に移る予定でございます。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第43号につきましては、受理することといたします。

続きまして議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請申について」ですが、審議に入ります前に本議案の当事者となっている三村委員は、一時、退席をお願いいたします。

(三村委員 退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について
<第1～10項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、10件ご審議をお願いいたします。

井手尾会長 それでは今回、現地調査を行っていただいた第1項及び第4項 小倉南区大字高津尾地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員 特に問題はありません。本日、欠席の尾上委員も現場確認をされており問題はないと報告をいただいております。よろしくお願いいたします。

井手尾会長 第2項の小倉南区下石田につきましては、担当の私（井手尾会長）が報告いたします。ご本人から事情をお聞きしまして、特に問題はありません。第3項及び第6、第7、第8項の4件については、小倉南区大字吉田及び沼本町、中吉田地区担当の間委員、報告をお願いいたします。

間委員 第3項ですが、公共事業の代替地としての取得で問題ありません。第6、第7、第8項ですが、親子関係にある方で、生前贈与ということで問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

井手尾会長 続きまして、第5項小倉南区大字母原地区担当の椰野委員、報告をお願いいたします。

椰野委員 植野さんが借りていた土地を、自分で買って田んぼを作るということで、矢野委員にも動いてもらいました。問題はありません。

井手尾会長 続きまして、第9項及び第10項小倉南区大字辻三地区担当の中村 治雄委員、報告をお願いいたします。

中村委員 譲渡人は、辻三に家がございまして、その方が亡くなって、今は誰もおりません。
家族に引き継ぐ者がいないので、生前から贈与で受け取ってほしいという話があったようです。亡くなったので、地元の二人で田畑を引き受けて、今後維持管理をしていこうと決まったようですので、よろしくをお願いいたします。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第44号につきましては、許可と決定いたします。
それでは、審議を続行しますので、三村委員、入室して下さい。

(三村委員 着席)

続きまして、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
<第1～23項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、23件ご審議をお願いいたします。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第45号につきましては、原案どおり決定といたします。
それでは引き続き、農政関係の議案審議に入ります。

九州東部農業委員会では、県知事設定で、3反に下限面積を下げておりましたが、下限面積を下げるにあたって、国は、その地区の農家所有農地面積で、4割を占めるくらいの面積がひとつの目安としております。そうすると北九州東部の場合は3反、東部管内の農家さんが4割に達するという事で、初めて3反となっております。これを独自の判断でいくらでもいいのではないかとということになりますと、国の方から指導が入ってきますので、そこは慎重に構えないといけないところになります。ただ他方で色々な政策で、その地区の定住人口を増やそうということで、朝倉市の農業委員会が別段の面積として1アールに下げたところがございます。これも朝倉市の建設都市局、いわゆる都市政策の中で、空き家対策、定住人口を増やすということをはかるとの設定のようです。しぼりはありますが、他の政策との関連の中で、別段面積の設定ということは、現に起こってきています。大迫委員がおっしゃられたような担い手の確保、親族については、ひとつのテーマになりえるとは思いますが、今後勉強して参ります。今の段階で申し上げられるとすれば、以上でございます。

井手尾会長

ただ今、事務局長が平成21年とおっしゃっていましたが、昭和58年くらいに一時、農地面積の下限面積ということが問題になりました。下限面積が一番大きいのは、ヘクタール単位の北海道です。あとは、平均5反です。同じ北九州の間でも、八幡西区は東部と同じ3反ですが、若松は5反、離島は1反です。

先ほどの大迫委員のお話の関係についてですが、亡くなったら遺言通り、直接継がれるわけです。亡くなった後に揉めたりするよりも、存命中にしてもいいのではないかと。下限面積が3反に満たない場合は、一家族の中で、贈与ということになると、生前贈与も、亡くなってからでも、そんなに変わらないのではないのでしょうか。事務局で、もう少し調査をしていただいて、可能であれば、取り扱いを検討していただきたいと思っております。

事務局長

生前贈与といえども、法律で動いているところでございます。ただ申し上げますと、その場合において下限面積をどう扱うかと、農業委員会として判断できる余地がございます。ここの部分を少し掘り下げて、県の農業会議あるいは農政局あたりと折をみて、意見交換させていただきたいと思っております。

井手尾会長

今後、皆さま方にこのような問題が出てくるケースが往々にしてあると思っております。まずは生前贈与も相続と同じでよいのではないかとという考え方と下限面積は1反でもよいのではないかと、二つの問題で整理したらどうでしょうか。

係長

おそらく事務局長がおっしゃったのは、法律上、相続と生前贈与の取扱いを同一にはできないが、通常は3反の下限面積を、生前贈与については、1反に下げるという案が定められるのであれば、というお話をさせていただいたと思います。

井手尾会長

東部農業委員会としては、そういう方向で進めていくと、あらゆる機関を通じて、その趣旨の旨を伝えていくということではよろしいでしょうか。ほかにはありませんか。

藤堂委員

紫川水利委員会というものが年に1回ありますが、私、役員をしております。半年前の大雨で、昭和28年以来の水量だということで、三十数か所井堰がありますが、ほとんど幕板など傷んでおり、その際、県と市にも同席していただいたのですが、予算がないということで手付かずの状態です。県道についても合馬が一か所、道原も一部県道ですが半年以上通行止めです。そういう所が多々あるし、水田も農業委員会の担当の方、委員会も事務局も見に来ていただいたのですが、土砂で埋まったそのままです。年が明けたら、田植えの準備にも入りますし、市の補正予算が通ったということで、働きかけてもらって早急に対策をよろしく願いいたします。

井手尾会長

事務局、先日の話の事を説明されたら、どうですか。

事務局長

井手尾会長がおっしゃったのは、市の上層部との話し合いの中で、冒頭、産業経済局の理事からスタートしまして、議長、副議長、最後は11月の中旬だったのですが、梅本副市長との意見交換の中で、井手尾会長並びに大川副会長の方から、特に災害関係について現状と、そして今、藤堂委員がおっしゃられたような早期な対策を打ってくださいと申し上げました。今回、意見交換の場に建設局の河川部長もご出席いただいて、現状、農業被害そして河川における被害状況について、直接所管する担当部長に写真等交えて、説明をしてきたところです。行政の方は補正予算をとって、そこからスタートというところがございますので、これから色々な現場で具体的な動きがとられると思われまますので、今しばらくお時間をいただければと思います。

井手尾会長

もう少し付け加えて申し上げますと、河川部長の考え方も、災害復旧法で北九州は認定されているということの中で、国からも予算が下りております。出来るだけ早く処理していきたいと、最後に話されておりました。上手くいくよう期待をしておりますが、皆さまの趣旨は、今、事務局長が説明したようにあらゆる機会色々な方面で、東部農業委員会として皆さ

まの考え方を述べてきておりますので、良い方向で進むのではないかと思います。そのほか何かございませんか。

中畑委員

田を売る場合は、3反以上などの条件はございますか。

井手尾会長

売る側というより田を求める側は、今、自分は1反持っている、田を買いたいという時は2反買って、3反以上にしないと今の農地法では許可できませんということです。売る時は何反売ろうと関係ありません。

中畑委員

今、相談を受けているのが、1反未満の田なのですが、三人兄弟の方ですが、皆さん遠くにおられて、家も処分するということです。お一人、買って家庭菜園をしたいというお方がおられたのですが、全く田畑を持っていないので買うことが出来ません。このままでは、荒れたままになりそうです。

「遺産相続 引き取り手のない 田畑と墓」という川柳があるのですが、それと同じです。みんな東京や大阪に居るもので、こちらに帰って来て草取りも出来ない、元々田んぼだったので、用水路の掃除とかあるのですが来られないので、周りから色々と言われますよね。ということで手放したいと言っておりますが、買い手がおりません。農協にも行ったようで、農協からも私に相談が来たのですが。

井手尾会長

先ほどから出ていたような、非常に困った問題ですね。1反未満というのはまた難しい問題ですね。信用度がない田畑もあるわけです。牛馬で行くような道しかなくて、今、牛馬でする人は誰もおりませんから。作ってあげたいけど道がないと言われたら、どうすることもできません。北九州の事情としてあるわけですが、諸々の問題解決にはかなり時間がかかります。ご相談は受けませんが、これからそういう問題も含めて、事務局と相談しながら前向きに考えていきたいと思えます。

事務局から、何か連絡事項ございますか。

次長

最後に、事務局から連絡事項をお知らせします。二点ございます。

一点目が平成30年度福岡県農業委員会研修大会ということで、年明け、1月25日金曜日の午後、福岡市の国際会議場で開催されます。これにつきまして、当日バスを準備して会場に向かうように考えております。詳細につきまして、年明けの総会でお伝えしたいと思いますので、日程の確保をお願いいたします。

二点目が平成30年度の視察研修について、こちらも例年行なっていることとございます。2月19日に中津市農業委員会にお伺いして、勉強させていただこうと考えております。9時ごろに小倉南区役所を出発の予定ですので、日程の確保をお願いいたします。こちらも1月の総会で詳細をお伝

えします。以上でございます。

事務局長

もう一点、事務局からお伝えしたいことがございます。国から県を通じまして農業委員の綱紀肅正を図ってほしいと依頼の文書でございます。内容につきましては、徳島県並びに大阪府で農業委員及び元事務局職員が絡む農地法違反の事実が発覚し、報道機関に報道されました。農業委員会に対して厳しい意見が寄せられているということで、各地の農業委員、事務局職員におかれましては、それぞれの立場を十分考えて自覚を促してほしいという趣旨でございます。こういうお話をするのは、つらいところではございますが、やはり色々な意味で、色々な働きかけもある可能性もございますが、ご自分の立場をお考えいただきたいと思います。

併せまして、年末年始になりますと、我々も常に上司から言われますのは、飲酒運転くれぐれもございませんように。これも2か月前ですが、北九州市の教育委員会の課長が飲酒運転で報道されました。そうしますとそれから先の人生が大きく変わってしまいますので、我々も含めましてお気を付けいただきたいと思います。以上でございます。

井手尾会長

先ほど、事務局から説明がありましたように、農業委員会の総会が今年最後であります。健康で来年も活動出来ますように、自粛しながら新しい年を迎えていただきたいと思います。以上をもちまして、平成30年第12回総会を終わります。お疲れさまでした。